

特定創業支援等事業にかかる優遇措置について

創業予定の方又は創業後5年未満の方で、特定創業支援等事業による支援を受けた方は、優遇措置が適用されますので、ぜひご活用ください。

1 特定創業支援等事業による支援を受けたことによる優遇措置を受けられる対象者

- ・ 創業を行おうとする者
- ・ 創業後5年未満の個人または法人
 - ※ 法人成りの場合は、個人事業主の開業届から5年未満の方が対象です。
 - ※ 既に創業後の方が、新たに法人を設立する場合は対象外です（法人成りを除く）。
 - ※ 対象になるか確認したい方は事前にご連絡ください。

2 特定創業支援等事業による支援を受けたことによる優遇措置について

優遇措置	内容	対象者
株式会社又は合同会社設立時の登録免許税の軽減	<ul style="list-style-type: none">・ 株式会社又は合同会社の登記にかかる登録免許税が資本金の0.7%から0.35%に減免されます。※ 最低税額の場合 株式会社：15万円⇒7.5万円 合同会社：6万円⇒3万円	創業前の個人又は創業後5年未満の個人 ※法人設立時に証明書の提出が必要です。
足立区制度融資「創業資金」の融資限度額の拡充	<ul style="list-style-type: none">・ 融資限度額が、1,000万円から2,000万円に拡充されます。	創業後5年未満の方
東京都制度融資「創業」の創業支援特例適用	<ul style="list-style-type: none">・ 融資限度額が、2,500万円から3,000万円に拡充されます。（自己資金要件あり）・ 金利が0.4%優遇されます。	事業を営んでいない方
日本政策金融公庫「新規開業資金」の金利の引き下げ	<ul style="list-style-type: none">・ 金利の引き下げの対象として、申し込むことができます。	創業前又は創業後税務申告を2期終えていない方

※ 各制度を利用するためには別途審査があります。

3 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の申請方法

「2 特定創業支援等事業による支援を受けたことによる優遇措置」を受けるには、証明書を取得する必要があります。証明書の申請方法は以下のとおりです。

- (1) 特定創業支援等事業（セミナー）による支援を受ける（出席回数等、規定の条件があります）。
- (2) 申請書（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書）を窓口・郵送で提出する。

※ 申請書は、足立区HPからダウンロード出来ます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/chusho/30-sougyoshienjigyokeikaku.html>

※ 申請書の「事業の開始時期」については、既に創業している個人事業主の方は開業届の開業日、既に創業されている法人代表者は法人設立日を記入してください。法人成りの場合は、個人事業主開業日を記入してください。

※ 郵送で申請する場合は、希望する枚数と用途を付箋等に記入してください。

※ 郵送での返送を希望する場合は、返信用封筒と切手をご用意ください。

※ 証明書の発行には1週間程度要する場合があります。余裕を持って手続きをお願いします。

4 証明書交付申請期限

特定創業支援等事業による支援を受けた最終日（セミナーが終了した日）から1年以内です。

5 証明書有効期限

以下の①～③に掲げる日のうち最も早く到来する日までです。

② 発行日から起算して1年を経過する日

②令和8年3月31日

③創業後の場合、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過する日の前日

6 提出先（担当）

足立区 産業経済部 企業経営支援課 創業支援係

住 所：〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 南館4階

電 話：03-3880-5495

Eメール：kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

※ 窓口での受付時間は、平日9時～17時（年末年始を除く）